

記入に当たっての留意事項（追加分）\_排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業\_事業I

※2024.10.17

⇒申請様式第1、第2においてExcelの数式を修正しております。

該当の様式については末尾に「(241016差替)」と記載があるので、事業者はホームページより差替後の様式をダウンロードし申請してください。

#	該当箇所	留意事項
1	様式第2添付書類	・直近3年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書および製造原価報告書）を提出すること ・製造原価報告書を作成していない場合には、補助対象製品における類似の原価計算に関する書類を提出すること ・提出しない場合は、その理由を説明すること
2	様式第2添付書類 工程表	工程表は各工事の設計・着手・検収のタイミング等、可能な限り詳細に記入すること
3	様式第2添付書類 配置図・設計図	様式第2添付書類として提出する配置図・設計図上で、今回の実施場所や個別設備の設置場所がわかるように記載すること
4	様式第3 1.(2)産業構造を踏まえた位置づけ・戦略	・全社における当該事業の位置づけを踏まえた戦略を記載すること ・当該事業所の製造プロセス転換によって、自社のどの事業/製品の競争力強化に寄与し、内需・外需を獲得していく戦略かを記載すること
5	様式第3 1.(5)事業の特徴・勝ち筋	・技術的、事業的優位性を活かして、今後自社がどのように事業を拡大するかを記載すること
6	様式第3 1.(6)市場のセグメント・ターゲット	・最終製品の欄は、最終製品のどの部分に使用されるかも可能な限り詳細に記載すること
7	様式第3 1.(8)原料調達計画	商用生産開始見込みから5年間分記載すること
8	様式第3 1.(10)市場獲得に向けたルール形成戦略	必ずオープン戦略とクローズ戦略の両方について記載すること
9	様式第3 1.(11)投資誘発効果	定量目標の根拠を可能な限り示すこと
10	・様式第3 1.(13) 事業実施計画（投資計画・投資内訳） ・様式第3別添2	売上高達成に向けた道筋と根拠をわかりやすく記載すること
11	様式第3 1.(14)商用生産開始に向けた計画	設定されたKPIは間接補助事業の実施により得られるものであり、間接補助事業を活用して整備される工場・ライン等により補助事業の要件を満たす必要があるため、設定したCO2削減目標等と整合した内容になっているか確認すること
12	様式第3 1.(16)想定されるリスク要因と対処方針	・商用化（経済社会）リスクには、原料の調達リスクも含め記載すること ・事業中止の判断基準は、定量的に記載すること（例：営業利益率●%以下が●年継続 等）
13	様式第3 2. 本事業によるCO2排出削減効果	商用生産時の原材料調達から製造・廃棄までの「ライフサイクル全体」でのCO2排出削減に向けてどのような取組を予定しているかを記載すること
14	様式第3 2. 本事業によるCO2排出削減効果	導出過程も記載するよう求めているため、導出過程も漏れなく記載すること
15	様式第3 3.(1)経済的基準	導出過程も記載するよう求めているため、導出過程も漏れなく記載すること
16	様式第3 3.(3)その他定性的基準	「会社全体の売上高、EBITDAに対する補助対象事業総事業費比率」について、分母は部門の売上高、EBITDAではなく、会社全体の売上高、EBITDAとし、分子は補助対象事業総事業費とすること
17	様式第3 4.(1)組織内の事業推進体制	組織内の役割分担について、複数部門にまたがって間接補助事業を実施する場合は、部門間の連携を図るための具体的な方策（定期的に部長レベルで相互の進捗報告を行う、経営者直轄の専門組織を設置する等）を記載すること
18	・様式第3 4.(1)組織内の事業推進体制 ・様式第2添付書類 工程表	工程表は組織体制図における役割分担と整合性をとることが求められる。プロジェクト全体を管理するための工程（プロジェクト管理上のマイルストーン、会議体の開催頻度等）を記載すること
19	様式第3 4.(4)経営戦略における事業の位置づけ	企業ホームページ上で対外発表等について、公募要領の「I補助要件③投資計画の公表」において、「当該間接補助事業に係る投資計画について、原則として、交付決定日より前に投資の決定を対外発表した事業でないこと。」が求められているため、あくまで補助要件に該当する取組のみが対外的に公表されているかを確認していることに留意すること
20	様式第3別添1	補助対象外経費として整理した項目については、様式第3別添1-1～1-5において品名を記載し、「補助対象経費」を0円として記載すること
21	・様式第3別添1 ・様式第2添付書類 見積書	・社内見積りとなっている設備費について、交付申請時点では正式な見積書を出すよう準備すること ・社内見積りとなっている設備費を含め、今回の応募申請額を採択額の上限とし、経済産業省がやむを得ないと認める事情が生じない限り、原則交付申請時における超過は認められないことに留意すること ※応募申請額≧採択額≧交付申請額
22	・様式第3別添1 ・様式第2添付書類 見積書	様式第3別添1に記載の補助事業に要する経費について、様式第2添付書類として、それぞれの見積り根拠を添付すること
23	様式第3別添4	（従業員の賃金引上げ計画を表明済みとした場合）根拠となる資料（社内通知文書等）を添付すること